

行政書士法人 **葵事務所** です!!

いろいろな業務を扱っています。  
まずはお気軽にご相談ください。



令和6年4月1日スタート

**相続登記の申請が**

**義務化されます。**

詳しくはこちら



[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00435.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html)

所有者不明土地(※)の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わります!

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

相続登記の申請の義務化は令和6年4月1日に始まりましたが、それ以前の相続でも不動産(土地・建物)の相続登記がされていないものは、義務化の対象になります。

それぞれのケースに応じ、相続人(ご遺族)に必要な遺産分割協議(相続人全員での話し合い)を行い、今のうちから相続登記を速やかに行うことが重要です。



★ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

※登記申請の部分は司法書士をご紹介します。

葵事務所 / 行政書士 : 西村まで ☎ 054-247-6148



■伏見よもやまかわらばんは  
伏見会計事務所のホームページ  
でも見ることができます!

ホームページでは詳しい業務紹介や  
スタッフ紹介もしていますので、  
是非ご覧ください!



第一グループ 伏見会計事務所  
<http://www.t-fushimi.co.jp>

検索!

